平成２３年（フ）第１４９号
京都府八幡市男山香呂３番地　A66―306
債務者　鮎川千香子（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１５１号
京都市下京区西木屋町通五条下る平居町58番地３
債務者　加藤こと　趙　　玉江
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１７３号
京都市山科区小山鎮守町１番地１
債務者　梅井真由美
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１１１６号
兵庫県尼崎市東難波町４丁目８番３―401号
債務者　池田　光則
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第７５号
兵庫県尼崎市東塚口町１丁目５番24号
債務者　古屋美枝子
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１０５号
兵庫県西宮市枝川町14番104―204号
債務者　中村　和子
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１１１号
兵庫県西宮市宮前町６番14―302号
債務者　栗尾　香織（旧姓河野）
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第６７０号
奈良県生駒郡斑鳩町龍田２丁目５番19―304号
債務者　渡部　梨恵
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第７０８号
奈良市西大寺赤田町１丁目２番13―307号
債務者　勝眞　伸一
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第７２６号
奈良県大和郡山市九条町1307番地
債務者　大西　正昭（旧姓西岡）
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第７２７号
奈良県大和郡山市九条町1307番地
債務者　福貴ちづる（旧姓森野）
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第５号
奈良県天理市前栽町25番地７
債務者　渡邉　智恵
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第７号
奈良市平松２丁目10番６号
債務者　井上　秀司
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１７号
奈良市右京２丁目２番地　平城第２団地63―201
債務者　松浪　　茂
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第４１号
奈良市鶴舞西町２番19―101号
債務者　田村　理香（旧姓江田）
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第４３号
奈良市法蓮町307番地の２　クレールさほ102号
債務者　加藤　陽史
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第５０号
奈良県桜井市大字粟殿968番地の７
債務者　吉永　　光
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第５３号
奈良県北葛城郡広陵町大字沢242番地22
債務者　髙島つるゑ
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
奈良地方裁判所